

令和 8 年度大洲東中学校 いじめ防止基本方針(概要)

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念 (いじめ防止対策推進法第 3 条)

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止 (いじめ防止対策推進法第 4 条)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第 2 条)

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合であっても、いじめとして学校いじめ対策組織へ情報提供する必要がある。(愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針)

(4) 学校及び学校の教職員の責務 (いじめ防止対策推進法第 8 条)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(5) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査 6 の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 年間で、被害経験を全く持たなかった生徒は 1 割程度、加害経験を全く持たなかった生徒も 1 割程度であり、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項(未然防止のための取組等)

- (1) 学校経営の充実 (2) 人権・同和教育の充実 (3) 道德教育の充実

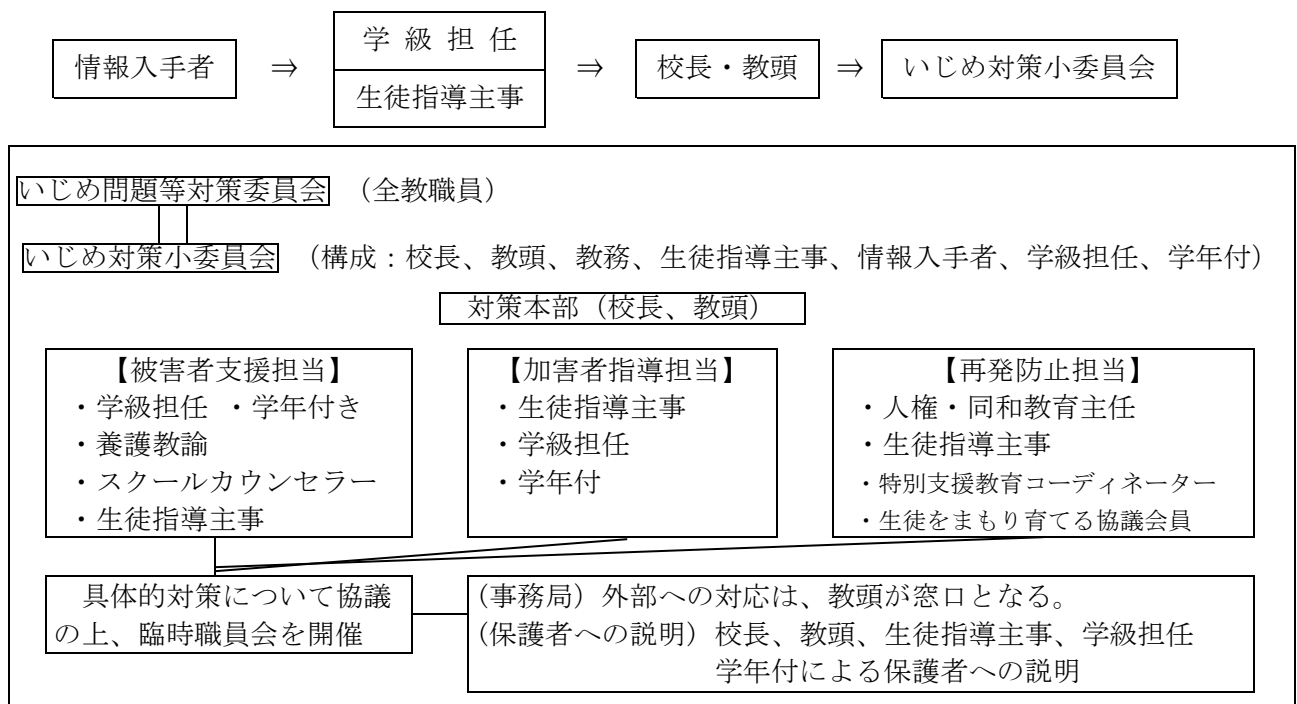
- (4) 体験活動の充実 (5) 生徒の主体的な活動（生徒会活動）
- (6) 分かる授業づくり (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）
- (8) 相談体制の整備（教育相談の充実、スクールカウンセラー等の活用）
- (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- (10) 発達障害、外国につながる生徒、性同一性障害、東日本大震災により被災した生徒等への共通理解
- (11) 校内研修の充実 (12) 保護者への啓発（相談窓口の周知徹底等）
- (13) 学校間の連携協力体制の整備

3 いじめの早期発見と組織的対応

(1) いじめの態様(インターネット上で起こる事例も含む)

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ウ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- エ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- オ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- カ 金品をたかられる。
- キ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ク 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ケ その他

(2) 指導体制の確立（大洲東中学校いじめ問題対応マニュアル）



- (3) 早期発見のための研修 (4) アンケート調査等の工夫
- (5) 相談活動の充実 (6) 保護者との連携及び情報の共有
- (7) 地域及び関係機関との連携 (8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

4 学校におけるいじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 事実確認・情報共有

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対

応に当たる。

(2) 組織での対応（指導体制、方針の決定）

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

(3) 被害生徒・保護者に対する説明、支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害生徒への指導及び保護者への支援

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以

後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) 教育委員会への報告・連絡・相談

(6) 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称

大洲東中学校区児童生徒をまもり育てる協議会（三善地区・八多喜地区）

(2) 構成員

大洲市議会議員、大洲市補導委員、警察協助力員、公民館長、自治会長、区長会長、駐在所長、民生児童委員、主任児童委員、保護司、交通安全協会支部長、婦人会長、敬老会会長、スクールガードリーダー、校区小学校関係者（PTA会長・副会長・校外指導部長、校長、教頭、生徒指導主事）、中学校関係者（PTA会長・副会長・校外生活部長、校長、教頭、生徒指導主事）

(3) 活動内容

児童・生徒の健全な学校生活や地域での生活を保障することを目的とする。いじめや不登校及び安全にかかわる生徒指導上の緊急重要な諸問題の予防・解決・啓発活動に努める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）

(2) 重大事態が発生した場合

校長は速やかに市教育委員会に報告するとともに、その後の対応について指示を仰ぐ。

令和 4 年 4 月 8 日作成